

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p>(28) 初任給等規則第19条第2項の規定により必要経験年数又は必要在級年数について承認すること。</p> <p>(29) 初任給等規則第19条第3項ただし書の規定により在級年数について承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。</p> <p>(30)～(38) [略]</p> <p>(39) [略]</p> <p>(40) [略]</p> <p>(41) [略]</p> <p>(42) [略]</p> <p>(43) [略]</p> <p>(44) [略]</p> <p>(45) [略]</p> <p>(46) [略]</p> <p>(47) [略]</p> <p>(48) [略]</p> <p>(49) [略]</p> <p>(50) [略]</p> <p>(51) [略]</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p>(28) 初任給等規則第19条第3項の規定により必要経験年数又は必要在級年数について承認すること。</p> <p>(29) 初任給等規則第19条第4項ただし書の規定により在級年数について承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。</p> <p>(30)～(38) [略]</p> <p><u>(39) 給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表第2備考又は別表第3備考の規定により給料の特別調整額を支給する職員及び当該職員の支給額を定めること。</u></p> <p><u>(40) 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）附則第3項第8号又は管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）附則第3項第6号の規定を適用する職員及び当該職員の経過措置基準額を定めること。</u></p> <p>(41) [略]</p> <p>(42) [略]</p> <p>(43) [略]</p> <p>(44) [略]</p> <p>(45) [略]</p> <p>(46) [略]</p> <p>(47) [略]</p> <p>(48) [略]</p> <p>(49) [略]</p> <p>(50) [略]</p> <p>(51) [略]</p> <p>(52) [略]</p> <p>(53) [略]</p>

(52) [略]

(53) [略]

(54) [略]

(55) [略]

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

(64) [略]

(54) [略]

(55) [略]

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

(64) [略]

(65) [略]

(66) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。